

議案第 5 号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める  
条例の制定について

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例を別紙  
のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用した際の保育料等及びその徴収  
について定めたいため

# 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める 条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで及び附則第9条の規定に基づく政令で定める額を限度として法第20条第4項に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める利用者負担の額並びに同法附則第6条第4項の規定に基づく市が定める利用者負担の額（以下これらを「保育料」という。）について、必要な事項を定める。

## (保育料)

第2条 保育料は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第19条第1号に規定する支給認定（法第20条第4項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）を受けた者 25,700円を限度として規則で定める額
- (2) 法第19条第2号に規定する支給認定を受けた者 32,800円を限度として規則で定める額
- (3) 法第19条第3号に規定する支給認定を受けた者 72,800円を限度として規則で定める額

## (保育料の徴収)

第3条 市長は、海老名市保育所設置条例（昭和45年条例第34号）第2条に規定する市が設置する保育所（次条において「保育所」という。）を利用する者の保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）から保育料を徴収する。

## (延長保育料)

第4条 市長は、保育所において、延長保育（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条の規定により認定された保育必要量に係る時間を超え

て行う保育をいう。) を利用する者の保護者等から、別に定める延長保育料を徴収することができる。

(保育料の減免)

第5条 市長は、保護者等が第3条の保育料を負担する資力がないと認めたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

(海老名市保育の必要性の事由を定める条例の一部改正)

2 海老名市保育の必要性の事由を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第2号」の次に「及び第3号」を加える。